輸入(納税)申告書(少額個人通関用)

申告年月日	年　月　日	申告番号	※
宛先	長　殿	AWB(B/L)番号	
輸入者 (住所・氏名)		貨物の個数・記号・番号	
TEL　(　)			
代理人 (住所・氏名) (委任状添付)			
TEL　(　)			
仕出人 (住所・氏名)			
貨物蔵置場所			

(1欄)　品名			関税の番号		
申告価格 (課税価格の端数処理)	①＊ ↓(①の1,000円未満切捨て) ②	数量又は個数	③	関税の税率	④　(%) 基□協□特□暫□簡□

税額の計算方法

【関税】　⑤(従価製品)or③(従量製品)　×　④　＝　⑥　⑦ ⑥の100円未満切捨て

【　税】　税率　×　⑧　＝　⑨ ⑧の100円未満切捨て

【消費税】　⑩(①+⑦+⑨)　→　⑪ ⑩の1,000円未満切捨て

【免税関係】
□定14条10号、□定14条18号、
□輸13条1項1号、□　その他

【地方消費税】　⑪　×　7.8%(6.24%)　＝　⑫　⑬ ⑫の100円未満切捨て

⑬　×　22／78　＝　⑭(1円未満切捨て)　⑮ ⑭の100円未満切捨て

＊申告価格欄①は、貨物代金・貨物運賃・貨物保険料の合計額を記載する(裏面計算方法参照)。

税額計	a　関税額 各欄⑥の合計の100円未満切捨て	b　税額 各欄⑧の合計の100円未満切捨て	c　消費税額 各欄⑫の合計の100円未満切捨て	d　地方消費税額 各欄⑭の合計の100円未満切捨て	e　消費税合計額 (c+d)
	納付税額計(a+b+e)				

関税法第70条関係　【法令名 植物□　家畜□　薬機□　【　】□】

※

※　審査		※ 収納

※　許可印・許可年月日

(注意)　1　※印欄は、記入しないで下さい。
2　この申告書による課税標準又は納付すべき税額に誤りがあることがわかったときは、修正申告又は更正の請求ができます。
なお、輸入の許可後、税関長の調査により、この申告による税額等を変更することがあります。
3　この申告に基づく処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に税関長に対して再調査の請求又は財務大臣に対して審査請求をすることができます。
4　上記の貨物に適用された税番、税率及び関税法第70条非該当については先例としません。

（裏　　面）

申告価格の計算方法

あなたが輸入しようとする貨物の「仕入書」に記載されている価格は　　？

□　CIF価格　（貨物代金＋貨物運賃＋貨物保険料）・・・・・・・・・・・⑴　　へ

□　C&F価格　（貨物代金＋貨物運賃）・・・・・・・・・・・・・・・・・⑵　　へ

□　FOB価格　（貨物代金のみ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・⑶　　へ

⑴　仕入書価格 × 為替換算レート ＝ 申告価格

⑵　仕入書価格＋貨物保険料 × 為替換算レート ＝ 申告価格

⑶　仕入書価格＋貨物運送料＋貨物保険料 × 為替換算レート ＝ 申告価格

また、あなたが輸入しようとする貨物に課せられる関税は、貨物の種類ごとに異なりますのでご注意下さい。

なお、インボイス（仕入書）に記載された品目が数種類ある場合には、上記の「貨物運送料」及び「貨物保険料」をそれぞれの貨物ごとに計算する必要があり、以下のようになります。

［例］　　【為替相場　＄1＝100.00円】

＜インボイス

商品　A	価格	$100
商品　B	価格	$ 50
運賃		$ 30
保険料		$ 20

商品　A	100	$200×100
商品　B	50	
運賃	30	
保険料	20	
合計	20,000円	

［計算式］

商品Ａの価格 ＋ 商品Ｂの価格 ＝＄100 ＋＄50 ＝＄150

20,000円÷150＝133.33・・・・・・・・［按分係数］　（小数点以下第３位四捨五入）

［商品の価格］× 按分係数 ＝ 申告価格

（商品Ａ）・・・・・・・・100×133.33＝13,333　　商品Ａの申告価格：13,333円

（商品Ｂ）・・・・・・・・ 50×133.33＝ 6,666.5　商品Ｂの申告価格： 6,666円

（円位未満切捨て）

スパークリングワインの関税の計算　【税率が従量税品（貨物容量又は数量に課税される貨物）】

あなたが輸入しようとしている貨物がスパークリングワイン（750ml・アメリカ産）が２本の場合

申告数量（申告書の③に記載する数量）→750ml×2本＝ ③1,500ml

（数量欄にも同様に記載）

税　　率（申告書の④に記載する税率）→ ④182円／l

税　　額1,500ml×182.00円／l＝273.00－（円未満切捨て）→⑥ 273 －（100円未満切捨て）→⑦ 200

（1.51）

【酒　税】

1,500ml × 100,000円／kl ＝ 150 → 100

となります。

消費税の軽減税率制度

令和元年10月1日より「軽減税率制度」が実施されており、消費税及び地方消費税を合わせた税率が、軽減税率８％（消費税6.24％、地方消費税1.76％）と標準税率10％（消費税7.8％、地方消費税2.2％）の複数税率とされています。

保税地域から引き取られる飲食料品（酒類を除く。）については、軽減対象貨物として軽減税率の対象となります。

（注）　・CIF価格とは、貨物代金、貨物運賃及び貨物保険料を合計した価格です。

・C&F価格とは、貨物代金と貨物運賃を合計した価格です。

・FOB価格とは、貨物代金のみの価格です。

・酒税の税率は、令和５年10月１日現在における果実酒の税率です。

輸入(納税)申告書(少額個人通関用)(つづき)

貨物の個数･記号･番号	申告番号	※	
	※税関記入欄		

(欄) 品名			関税の番号		
申告価格 (課税価格の端数処理)	①＊ ↓(①の1,000円未満切捨て) ②	数量 又は 個数	③	関税の 税率	④ (%) 基□協□特□暫□簡□

税額の計算方法

【関税】 ⑤(従価製品)or③(従量製品) × ④ ＝ ⑥ ⑦ ⑥の100円未満切捨て

【　税】 税率 × ⑧ ＝ ⑨ ⑧の100円未満切捨て

【消費税】 ⑩(①+⑦+⑨) → ⑪ ⑩の1,000円未満切捨て

【免税関係】
□定14条10号、□定14条18号、
□輸13条1項1号、□ その他

【地方消費税】 ⑪ × 7.8%(6.24%) ＝ ⑫ ⑬ ⑫の100円未満切捨て

⑬ × 22／78 ＝ ⑭(1円未満切捨て) ⑮ ⑭の100円未満切捨て

(欄) 品名			関税の番号		
申告価格 (課税価格の端数処理)	①＊ ↓(①の1,000円未満切捨て) ②	数量 又は 個数	③	関税の 税率	④ (%) 基□協□特□暫□簡□

税額の計算方法

【関税】 ⑤(従価製品)or③(従量製品) × ④ ＝ ⑥ ⑦ ⑥の100円未満切捨て

【　税】 税率 × ⑧ ＝ ⑨ ⑧の100円未満切捨て

【消費税】 ⑩(①+⑦+⑨) → ⑪ ⑩の1,000円未満切捨て

【免税関係】
□定14条10号、□定14条18号、
□輸13条1項1号、□ その他

【地方消費税】 ⑪ × 7.8%(6.24%) ＝ ⑫ ⑬ ⑫の100円未満切捨て

⑬ × 22／78 ＝ ⑭(1円未満切捨て) ⑮ ⑭の100円未満切捨て